

八幡浜地区施設事務組合情報公開条例

〔平成22年 3月19日〕
条例 第 1 号

改正

(目的)

第1条 この条例は、組合運営に対する住民の知る権利を保障し、住民参加による公正で開かれた組合運営を推進するため、住民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、組合運営について住民に説明する組合の責務が果たされるようにし、もつて組合運営に対する住民の理解と信頼を深めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 情報公開については、八幡浜市情報公開条例（平成17年八幡浜市条例第14号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と、「市政」とあるのは「組合運営」と、「市民」とあるのは「住民」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。